

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
- …(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域 (二件)……………一
- …(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定 (二件)……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 平成二十一年東京都告示第千二百三十六号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部改正……………三
- …(環境局都市地球環境部総量削減課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………五
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 平成二十六年度クリーニング師試験の実施……………七
- …(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………七
- 政治団体の届出……………八
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………二
- 政治団体の解散の届出……………三
- 資金管理団体の指定の届出……………三

- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………四
- 資金管理団体の取消しの届出……………五
- 技能検定員審査の実施……………六
- 教習指導員審査の実施……………七
- 開発行為に関する工事完了……………八
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………八
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 都市計画事業の施行……………九
- …(建設局道路建設部管理課)……………九
- 正誤
- 平成二十六年九月三十日付東京都条例第百十号……………九
- 平成二十六年九月三十日付東京都条例第百十一号……………九
- 平成二十六年九月三十日付東京都規則第百四十二号……………九
- 平成二十六年九月三十日付東京都規則第百四十三号……………九
- 平成二十六年十月二十二日付東京都告示第千四百三十号……………九

告示

●東京都告示第千四百三十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月二十七日

一 施行者の名称 東京都知事 舩添 要 一
狛江市

- 二 都市計画事業の 調布都市計画道路事業三・四・十六種類及び名称 号和泉多摩川藤塚線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 狛江市岩戸北二丁目及び岩戸北二丁目各地内

使用の部分
なし

●東京都告示第千四百三十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 舩添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

港区港南四丁目二十九番一

平成二十六年十月六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十四番九、平成二十六年十月番十一、同番二十一から同番二十五まで及び新宿区新宿四丁目二十六番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六 清瀬市野塩二 延長
第一項第五号 年十月二日 丁目三百八十 六・四二
の規定による 二番十四、同 幅員
道路 番十四地先及 四・〇〇
び三百八十六 幅員
番三十四

●東京都告示第千四百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六 小平市小川東 延長
第一項第五号 年九月二十 町千八百六番 一・八五
の規定による 九日 八十八の一部 幅員
道路 四・〇〇

●東京都告示第千四百四十三号

平成二十一年東京都告示第千二百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

第一条第一項中「〇・三八二」を「〇・四八九」に、同条第二項及び第二条第二項中「〇・〇五二」を「〇・〇六〇」に、同条第三項中「〇・三八二」を「〇・四八九」に、同条第四項中「〇・〇五二」を「〇・〇六〇」に改め、同

条に次の七項を加える。

5 規則別表第一 一の項の下欄へ(一)の知事が別に定める

要件は、指定地球温暖化対策事業所等が次の各号に掲げるいずれかの熱供給事業者(以下「低炭素熱供給事業者」という。)から熱の供給を受けることとする。

一 都内の区域への熱の供給に係る熱排出係数(熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。)が〇・〇五八以下であるものとして年度ごとに知事が認める熱供給事業者

二 次のイからホまでに掲げる要件を全て満たすものとして年度ごとに知事が認める熱電併給設備(熱と併せて電気を提供する設備のことをいう。以下同じ。)による熱供給事業者

イ 指定地球温暖化対策事業所等への熱の供給(以下「対象熱供給」という。)が高効率コージェネレーションシステム(熱電併給設備のうち、その発電効率に二・一七を乗じた値とその排熱利用率とを加えた値が百分の八十七より大きいものをいう。以下同じ。)により行われること。

ロ 対象熱供給に係る高効率コージェネレーションシステムの熱排出係数が〇・〇六〇未満であること。

ハ 対象熱供給を行う事業所(以下「熱供給元事業所」という。)から熱供給元事業所以外の事業所へ供給した全ての熱(熱電併給設備により生成した蒸気又は温水に限る。)の量の二分の一以上が熱供給元事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。

ニ 主たる事業が地域冷暖房事業である熱供給事業者にあつては、対象熱供給に係る高効率コージエネレーションシステムの熱のエネルギー効率の値が規則第八条の二十一第二項に規定する基準以上であること。

ホ 前号の熱供給事業者又は第七項第一号の電気供給事業者に該当しないこと。

6 規則別表第一 一の項の下欄へ(一)の知事が別に定める方法により算定される量は、第一号に掲げる式(特定地球温暖化対策事業所その他これに相当するものとして知事が認める事業所(以下「特定地球温暖化対策事業所等」という。))が前項第二号の熱供給事業者から熱を供給され、かつ、当該熱の供給に係る高効率コージエネレーションシステムが、第九項に定める基準期間より後に設置されたものである場合にあつては、第二号に掲げる式)により算定する温室効果ガス排出量とする。

$$1 \quad X = A \times (B - C) \times \frac{0.5}{B}$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

X 温室効果ガス排出量(単位 トン)

A 低炭素熱供給事業者から供給された熱(前項第二号の熱供給事業者から供給されたものにあつては、高効率コージエネレーションシステムにより供給されたものに限る。以下「低炭素熱」という。)の使用量(単位 ギガジュール)

B ○・〇六〇(単位 トン毎ギガジュール)

C a又はbに掲げる低炭素熱の区分に応じ、当該a又はbに掲げる値

a 前項第一号の熱供給事業者から供給された低炭素熱の供給に係る熱排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎ギガジュール)

b 前項第二号の熱供給事業者から供給された低炭素熱の供給に係る高効率コージエネレーションシステムの熱排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎ギガジュール)

$$2 \quad X = A \times (B - C) - D$$

この式において、X、A、B、C及びDは、次の値を表すものとする。

X 温室効果ガス排出量(単位 トン)

A 低炭素熱の使用量(単位 ギガジュール)

B ○・〇六〇(単位 トン毎ギガジュール)

C 低炭素熱の供給に係る高効率コージエネレーションシステムの熱排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎ギガジュール)

D a又はbに掲げる事業所の区分に応じ、当該a又はbに掲げる値

a 第一区分事業所(熱供給事業所及び自己熱源事業所を除く。)基準排出量に百分の二を乗じて得た値(単位 トン)

b a以外の事業所 ○

7 規則別表第一 一の項の下欄へ(二)の知事が別に定める要件は、指定地球温暖化対策事業所等が次の各号に掲げるいずれかの電気供給事業者(以下「低炭素電気供給事業者」という。)から電気の供給を受けることとする。

一 次のイ及びロに掲げる要件を全て満たすものとして年度ごとに知事が認める電気供給事業者

イ 都内への電気の供給に係る電気排出係数(電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。)が○・四以下であること。

ロ 都内に供給する全ての電気の量に占める再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、水力(出力が三万キロワット未満の発電に利用されるものに限る。))及びバイオマス(木材パルプの製造の際に生ずる廃液を除き、発電に利用する熱の合計量に占めるバイオマスを熱源とする熱の量の割合が百分の九十五以上である発電に利用されるものに限る。)に限る。)を交換して得られたものの量の割合が十分の一以上であること又は発電所(化石燃料を熱源とする熱を電気に変換するものに限る。)ごとに算定したときの電気排出係数が○・四以下であるものの量の割合が十分の四以上であること。

二 次のイからへまでに掲げる要件を全て満たすものとして年度ごとに知事が認める熱電併給設備による電気供給事業者

イ 指定地球温暖化対策事業所等への電気の供給(以下「対象電気供給」という。)が高効率コージエネレーションシステムにより行われること。

ロ 対象電気供給に係る高効率コージェネレーションシステムの電気排出係数が〇・四八九未満であること。

ハ 対象電気供給を行う者が自ら維持し、及び運用する電線路により対象電気供給が行われること。

ニ 対象電気供給を行う事業所(以下「電気供給元事業所」という。)から電気供給元事業所以外の事業所へ供給した全ての電気の量の二分の一以上が電気供給元事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。

ホ 都内への電気供給に係る電気排出係数が〇・七未満であること。

ヘ 第五項第一号の熱供給事業者又は前号の電気供給事業者に該当しないこと。

8 規則別表第一 一の項の下欄へ(二)の知事が別に定める方法により算定される量は、第一号に掲げる式(特定地球温暖化対策事業所等が前項第二号の電気供給事業者から電気を供給され、かつ、当該電気の供給に係る高効率コージェネレーションシステムが、次項に定める基準期間より後に設置されたものである場合にあつては、第二号に掲げる式)により算定する温室効果ガス排出量とする。

$$1 \quad X = A \times (B - C)^2 \times \frac{0.5}{B}$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

- X 温室効果ガス排出量(単位 トン)
- A 低炭素電気供給事業者から供給された電気

(前項第二号の電気供給事業者から供給されたものの場合にあつては、高効率コージェネレーションシステムにより供給されたものに限る。以下「低炭素電気」という。)の使用量(単位 千キロワット時)

B 〇・四八九(単位 トン毎千キロワット時)

C a又はbに掲げる低炭素電気の区分に応じ、当該a又はbに掲げる値

a 前項第一号の電気供給事業者から供給された低炭素電気 当該低炭素電気の供給に係る電気排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎千キロワット時)

b 前項第二号の電気供給事業者から供給された低炭素電気 当該低炭素電気の供給に係る高効率コージェネレーションシステムの電気排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎千キロワット時)

$$2 \quad X = A \times (B - C)$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

- X 温室効果ガス排出量(単位 トン)
- A 低炭素電気供給事業者から供給された電気の使用量(単位 千キロワット時)
- B 〇・四八九(単位 トン毎千キロワット時)
- C 低炭素電気の供給に係る高効率コージェネ

レーションシステムの電気排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎千キロワット時)

9 第六項及び前項の基準期間は、特定地球温暖化対策事業所等ごとに、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第五条の十三第一項第一号に掲げる事業所 規則第四条の十七第一項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないとき知事が特に認める年度がある場合)であつては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度)の期間
- 二 条例第五条の十三第二号に掲げる事業所(同号アの量を選択したものに限り) 規則第四条の十七第二項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないとき知事が特に認める年度がある場合)であつては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年度)の期間

三 条例第五条の十三第一項第二号に掲げる事業所(同号イの量を選択したものに限り) 削減義務期間の開始の年度の三箇年度前から前年度までの期間

四 前三号に掲げる事業所以外の事業所 前三号に掲げる事業所の区分のうち当該事業所に相当する区分として知事が認める区分に応じ、当該各号に定める期間に

相当する期間

10 規則別表第一 一の項の下欄へ(三)の知事が別に定める要件は、指定地球温暖化対策事業所等が都内への電気の供給に係る電気排出係数が〇・七以上であるものとして年度ごとに知事が認める電気供給事業者(以下「高炭素電気供給事業者」という。)から電気の供給を受けることとする。

11 規則別表第一 一の項の下欄へ(三)の知事が別に定める方法により算定される量は、次に掲げる式により算定する温室効果ガス排出量とする。

$$X = A \times (C - B)$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

X 温室効果ガス排出量を加える量(単位 ト

ン)

A 高炭素電気供給事業者から供給された電気(以下「高炭素電気」という。)の使用量(単位 キロワット時)

B 〇・四八九(単位 トン毎キロワット時)

C 高炭素電気供給事業者の都内への高炭素電気の供給に係る電気排出係数として年度ごとに知事が認めた値(単位 トン毎キロワット時)

別表第一中「〇・〇一六三」を「〇・〇一六一」に、「〇・〇二六六」を「〇・〇二六三」に、「〇・〇一三八」を「〇・〇一三六」に改める。

附則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日前に行われた発電若しくは熱利用に係る特定温室効果ガス排出量の削減量への換算又は同日前に使用された燃料、電気若しくは熱に係る温室効果ガス排出量の算定については、なお従前の例による。

●東京都告示第千四百四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

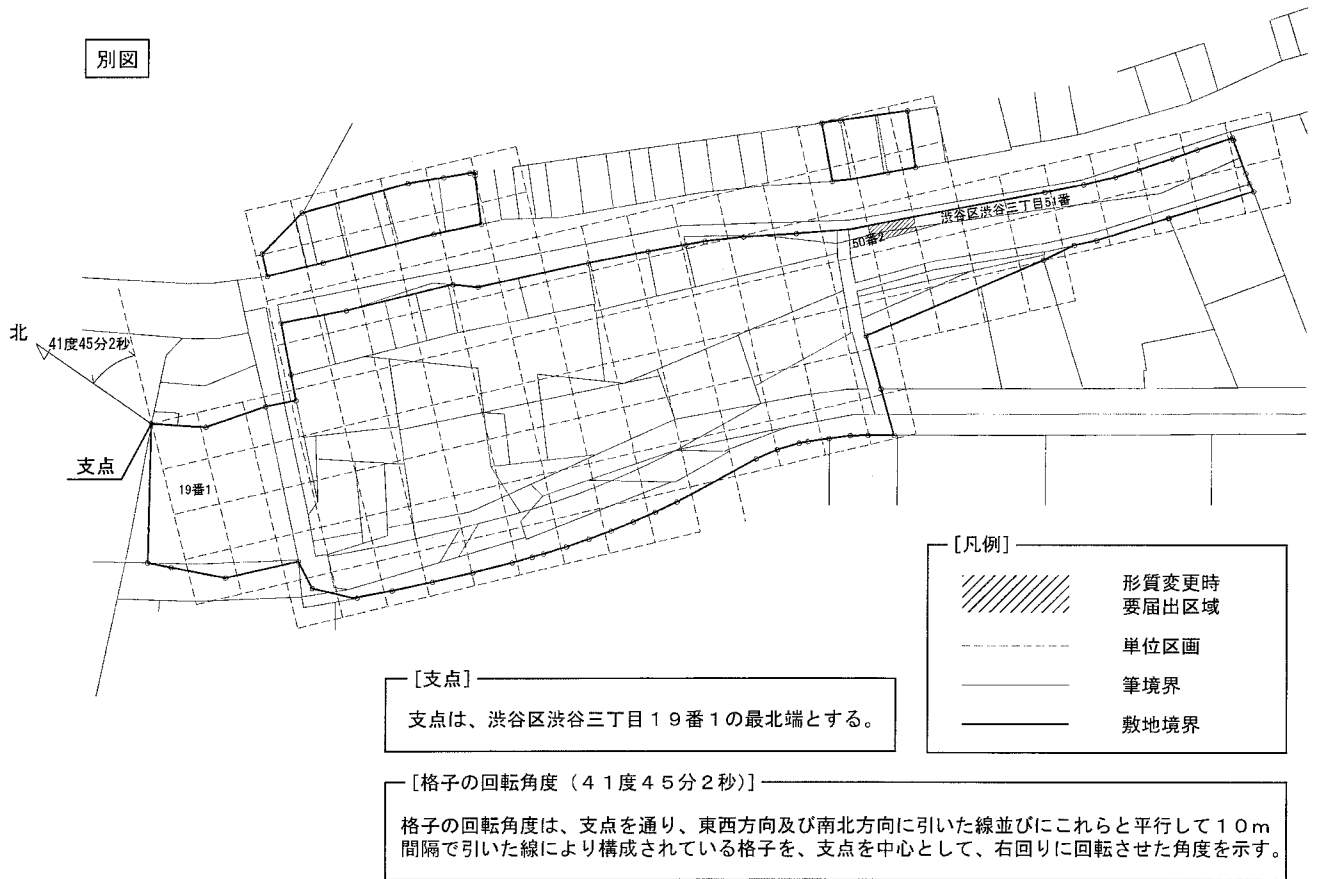
平成二十六年十月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区渋谷三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十七日

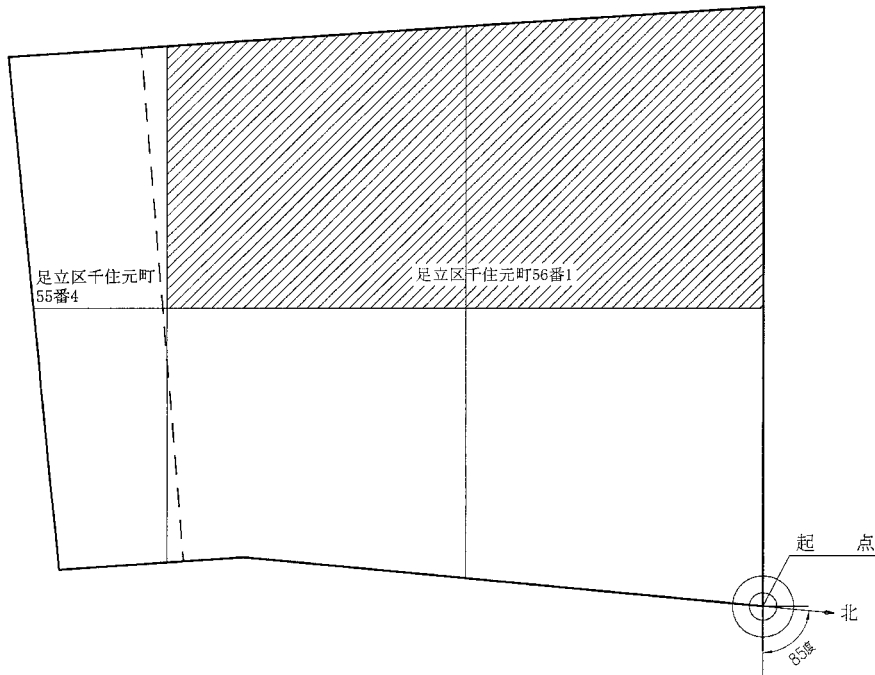
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区千住元町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起 点】
 起点は、足立区千住元町56番1の
 最北端とする。

【格子の回転角度】 85度
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔
 で引いた線により形成されている
 格子を、起点を中心として右回り
 に回転させた角度を示す。

- 【凡 例】
- 調査対象地
 - - - 筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千四百四十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七
 条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施
 する。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験日時

(一) 学科試験

平成二十七年二月一日（日曜日）午前十一時から午
 後零時三十分まで

(二) 実地試験

平成二十七年二月三日（火曜日）及び同月四日（水
 曜日）のうち、指定する日時

（注）実地試験については、受験者数により試験日を変
 更することがある。試験日の変更その他実地試験に
 ついての詳細は、学科試験の際に配布する「お知ら
 せ」で発表する。

二 試験場所

(一) 学科試験

東京都立板橋看護専門学校（板橋区栄町三十四番一
 号）

(二) 実地試験

日本クリーニングセンター（文京区後楽二丁目三番
 十号）

三 受験資格

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十
 七条に規定する者

(二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 試験科目

(一) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(二) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

平成二十六年十二月十七日(水曜日)及び同月十八日(木曜日)の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で平成二十六年十二月十二日(金曜日)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎二十一階C会議室。ただし、郵送の場合は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号)に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書(クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)別記第十二号様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四センチメートル横三センチメートルで、裏に氏名を記入したもの)

エ 受験資格を有する者であることを証する書類(中学校以上の学校(専修学校等を除く。)の卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し(この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。))

(四) 受験手数料 一万八百円

納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代理金融機関に納入すること。
なお、納入した受験手数料は返還しない。

六 合格発表

平成二十七年三月二十三日(月曜日)の午前十時から午後五時まで、東京都庁第一本庁舎二十一階南側入口に、合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)において、平成二十六年十月二十七日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。
平成二十六年十月二十七日
東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
次世代の党東京都支部連合会	山田 宏	佐々木 浩	小平市学園東町1-15-5	H26. 8. 1	○
日本維新の会東京都総支部	藤巻 健史	柳ヶ瀬 裕文	中野区本町2-49-12	H26. 8. 1	○

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
次世代の党衆議院東京都第四支部	犬伏 秀一	犬伏 知子	大田区蒲田5-32-6	H26. 8. 1	○	衆議院議員
次世代の党衆議院東京都第五支部	渡邊 徹	国見 健介	目黒区目黒1-5-18	H26. 8. 1	○	衆議院議員
次世代の党衆議院東京都第十九支部	山田 宏	長谷川 毅	小平市学園東町1-15-5	H26. 8. 1	○	衆議院議員
次世代の党衆議院東京都第二十二支部	鹿野 晃	鹿野 悠起子	三鷹市上連雀8-5-15	H26. 8. 1	○	衆議院議員
次世代の党衆議院東京都第二十四支部	藤井 義裕	青木 伸介	八王子市八木町7-8	H26. 8. 4	○	衆議院議員
次世代の党衆議院比例東京都ブロック第一支部	石原 慎太郎	楠田 盛男	港区麻布台1-10-5	H26. 8. 1	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	加藤 義隆	岡島 治美	世田谷区北沢1-35-6	H26. 8. 1	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第23選挙区支部	伊藤 俊輔	須藤 政子	町田市市中町2-6-11	H26. 8. 1	○	衆議院議員

2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
石山はじめ後援会	石山 肇	石山 肇	練馬区豊玉北3-13-4	H26. 8. 26
磯貝徳彦後援会	鈴木 啓雄	磯貝 徳彦	調布市若葉町2-10-20	H26. 8. 20
伊地知恭子とまちづくりの会	佐久間 む津美	浅田 由美子	多摩市落合3-1-3	H26. 8. 28
井上博国後援会	粕谷 國男	井上 博国	杉並区阿佐谷南3-33-22	H26. 8. 26
うと行弥サポーターズ	峯村 裕介	渡辺 和貴	墨田区東向島5-42-1	H26. 8. 15
大坂隆洋後援会	大坂 隆洋	大坂 隆一	千代田区三崎町3-10-21	H26. 8. 21
おおさわあきひこ後援会	森元 主税	東野 至男	北区志茂3-1-18	H26. 8. 19
太田哲二後援会	太田 哲二	太田 真樹子	杉並区西荻南4-12-5	H26. 8. 19

太田哲郎と新しい渋谷をつくる会	太田 哲郎	太田 哲郎	渋谷区恵比寿1-25-3	H26. 8. 25
大谷としき後援会	大谷 俊樹	大谷 俊樹	国立市富士見台3-2-4	H26. 8. 28
小野田あきのり後援会	小野田 陽徳	小野田 則子	国立市中2-13-38	H26. 8. 13
小野卓也後援会	小野 卓也	前原 千津子	板橋区仲町30-10	H26. 8. 27
掛川暁生後援会	掛川 暁生	掛川 暁生	台東区雷門2-15-4	H26. 8. 5
木村ひかる後援会	木村 光	高橋 幸徳	杉並区荻窪3-7-1	H26. 8. 6
「健志塾」政策研究会	吉田 真	高橋 隆二	北区赤羽西1-41-4	H26. 8. 8
さかぐち伸一郎後援会	瀬高 宏行	阪口 伸一郎	中野区鷺宮4-39-10	H26. 8. 15
坂尻まさゆき後援会	田中 和飩	吉田 紀夫	練馬区北町6-17	H26. 8. 8
清水ひとえと未来を創る会	清水 仁恵	清水 裕子	調布市布田2-30-4	H26. 8. 14
竹内まさおり後援会	竹内 聖織	竹内 聖織	武蔵野市吉祥寺東町1-4-26	H26. 8. 25
田代のぶゆき励ます会	田代 伸之	田代 和子	西東京市ひばりが丘2-8-5	H26. 8. 6
二本松を育てる会	松永 吉洋	関根 勉	品川区東大井5-17-4	H26. 8. 1
のとやまさあき世田谷政策研究会	能登谷 誠明	有賀 幹人	世田谷区岡本3-16-1	H26. 8. 6
増山あすか後援会	田中 健司	平田 嘉之	府中市白糸台3-19-12	H26. 8. 13
松永よしひろ後援会	松永 吉洋	松永 吉郎	品川区南大井4-7-12	H26. 8. 1
松村良一後援会	松村 良一	掛端 光夫	練馬区東大泉6-34-29	H26. 8. 14
歴史問題研究会	中島 卓宏	内山 康夫	中央区日本橋小伝馬町9-14	H26. 8. 26

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類
由佳と笑顔の日本をつくる会	西根 由佳	西根 千博	千代田区永田町2-2-1	H26. 8. 12	衆議院議員

(3) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類	公職の候補者の氏名
由佳と笑顔の日本をつくる会	西根 由佳	西根 千博	千代田区永田町2-2-1	H26. 8. 12	衆議院議員	西根 由佳

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党武蔵野総支部	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-2-12	武蔵野市境南町5-1-4	H26. 8. 29
日本共産党立川昭島地区委員会	代表者の氏名	大野 誠	吉岡 正史	H26. 8. 28
	会計責任者の氏名	星 篤磨	大野 誠	H26. 8. 28

2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
上田ゆきこを応援する会	会計責任者の氏名	上田 由紀子	野頭 健	H26. 8. 7
おがた一郎後援会	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀6-11-7	三鷹市牟礼2-14-14	H26. 8. 29
おばた勝己励ます会	会計責任者の氏名	小幡 陽子	平塚 昭吉	H26. 8. 6
黒崎ゆういち後援会	主たる事務所の所在地	港区港南3-4-12	港区虎ノ門2-2-5	H26. 8. 20
江東西税理士政治連盟	会計責任者の氏名	塩崎 勝	角田 雅道	H26. 8. 18
さかい妙子後援会	主たる事務所の所在地	練馬区三原台1-17-10	練馬区光が丘3-3-4	H26. 8. 22
坂口かつや後援会	主たる事務所の所在地	北区豊島3-26-17	北区豊島5-5-5	H26. 8. 5
鈴木隆司後援会	主たる事務所の所在地	清瀬市下清戸2-586-18	清瀬市野塩2-387	H26. 8. 29
すみや浩一励ます会	主たる事務所の所在地	中央区月島3-23-10	中央区晴海1-8-5	H26. 8. 29
	会計責任者の氏名	田畑 五十二	竹口 寛	H26. 8. 29
高橋まさとし励ます会	主たる事務所の所在地	墨田区墨田2-40-3	墨田区立花1-26-2	H26. 8. 26
たきしま喜重を育てる会	政治団体の名称	たきしま喜重を育てる会	たきしま喜重後援会	H26. 8. 6
立石りお後援会	政治団体の名称	立石りお後援会	立石りおと情熱的な中野を創る会	H26. 8. 20
田の上いくこと共に立ち上がる会	代表者の氏名	西澤 郁子	田之上 郁子	H26. 5. 28
多摩問題研究会	主たる事務所の所在地	西東京市栄町2-3-5	西東京市田無町6-3-8	H26. 8. 18
ちほぎみき子後援会	主たる事務所の所在地	港区三田1-10-10	港区台場1-3-1	H26. 8. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

寺井ひとし友の会	主たる事務所の所在地	三鷹市新川6-5-12	三鷹市牟礼6-25-23	H26. 8. 29
東京都柔道整復師政治連盟	政治団体の名称	東京都柔道整復師政治連盟	東京都柔道接骨師政治連盟	H26. 8. 8
豊島区歯科医師連盟	主たる事務所の所在地	豊島区南池袋2-27-8	豊島区巣鴨1-10-11	H26. 8. 13
	代表者の氏名	小澤 政陽	小野島 和彦	H26. 8. 13
にしみや幸一後援会	会計責任者の氏名	細川 甚孝	杉山 伸也	H26. 8. 20
八王子日本共産党後援会	会計責任者の氏名	石川 好子	高崎 正直	H26. 8. 20
保谷なおみ後援会	会計責任者の氏名	椛島 三枝子	保谷 徹	H26. 8. 6
MELON本社社会活動委員会	代表者の氏名	瀬尾 英和	笠井 輝幸	H26. 8. 29
	会計責任者の氏名	藤田 宏幸	忠内 康	H26. 8. 29
ルネサスグループ連合社会活動委員会	代表者の氏名	大谷 龍太郎	高沢 義徳	H26. 8. 22
	会計責任者の氏名	安武 宏信	荒井 雅彦	H26. 8. 22
東京都医師政治連盟多摩市支部	会計責任者の氏名	渡辺 敏樹	横田 圭司	H26. 8. 8
東京都看護連盟	代表者の氏名	岩井 郁子	長尾 眞澄	H26. 8. 21
東京不動産政治連盟千代田中央支部	会計責任者の氏名	三俣 功一	小林 勝義	H26. 8. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
日本維新の会衆議院東京都第4選挙区支部	犬伏 秀一	H26. 7. 31
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	加藤 義隆	H26. 7. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
稲垣ゆかり後援会	稲垣 由佳里	H26. 7. 31
上野まさる後援会	栗原 一	H26. 7. 31
かまた百合子後援会	田中 和飴	H26. 8. 7
小金井維新の会	横山 昌弘	H26. 8. 29
坂尻まさゆき後援会	大村 英喜	H26. 8. 7
清水ひとえと未来を創る会	清水 仁恵	H26. 7. 15
新日鐵関連協の政策実現を推進する会	川崎 泉	H26. 7. 22

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大谷 俊樹	市議会議員	大谷としき後援会	国立市富士見台3-2-4	H26. 8. 28
小野田 陽徳	市議会議員	小野田あきのり後援会	国立市中2-13-38	H26. 8. 13
西根 由佳	衆議院議員	由佳と笑顔の日本をつくる会	千代田区永田町2-2-1	H26. 8. 12
舛添 要一	知事	泰山会	世田谷区代田3-48-1	H26. 8. 6
松永 吉洋	区議会議員	松永よしひろ後援会	品川区南大井4-7-12	H26. 8. 1
松村 良一	区議会議員	松村良一後援会	練馬区東大泉6-34-29	H26. 8. 14

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の
届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、
次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名(代表者)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
緒方 一郎	おがた一郎後援会	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀6-11-7	三鷹市牟礼2-14-14	H26. 8. 29
酒井 妙子	さかい妙子後援会	主たる事務所の所在地	練馬区三原台1-17-10	練馬区光が丘3-3-4	H26. 8. 22
坂口 勝也	坂口かつや後援会	主たる事務所の所在地	北区豊島3-26-17	北区豊島5-5-5	H26. 8. 5
墨谷 浩一	すみや浩一励ます会	主たる事務所の所在地	中央区月島3-23-10	中央区晴海1-8-5	H26. 8. 29
高橋 正利	高橋まさとし励ます会	主たる事務所の所在地	墨田区墨田2-40-3	墨田区立花1-26-2	H26. 8. 26
西澤 郁子	田の上いくこと共に立ち上がる会	代表者の氏名	西澤 郁子	田之上 郁子	H26. 5. 28
千保木 三紀子	ちほぎみき子後援会	主たる事務所の所在地	港区三田1-10-10	港区台場1-3-1	H26. 8. 29
湯本 良太郎	大田維新の会	公職の種類	区議会議員	区長	H26. 8. 11

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

届出年月日	主たる事務所の所在地	資金管理団体の名称	公職の種類	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名（代表者）
H26. 8. 8	墨田区本所 3-19-2	稲垣ゆかり後援会	区議会議員	稲垣 由佳里
H26. 8. 13	江東区有明 1-4-11	猪上一生支援グループ	区議会議員	猪上 一生

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第335号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月27日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成26年11月28日（金曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

<p>る。) イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成26年11月13日 (木曜日) 及び同月14日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年11月4日 (火曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第336号 技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年10月27日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (大型) (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (中型) 又は道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政</p>	<p>令第183号) 附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証 (大型)</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (普通)</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 平成26年11月28日 (金曜日) 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁運転免許本部 (品川区東大井一丁目12番5号)</p>
---	---	---

6 申請手続

- (1) 申請書類
 - ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
 - イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)
 - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時

平成26年11月13日 (木曜日) 及び同月14日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課
- (4) 申請に関する注意事項
 - ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年11月4日 (火曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - イ 写真は、申請書に貼り付けること。
 - ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
 - エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。
- 7 審査手数料

12,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。
- 8 携行品
 - (1) 運転免許証
 - (2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
 警視庁運転免許本部運転者教育課
 電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 府中市押立町二丁目十九番十
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
 ついて

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

(仮称) 二子玉川東第二地区市街地再開発ビル (II-a街区)

二 店舗所在地

世田谷区玉川一丁目五千百番一ほか
二子玉川東第二地区市街地再開発組合

三 設置者名

四 意見書

ア 提出者及び住所

イ 概要

団体
 世田谷区

(ア) 自転車専用レーンの設置など、周辺歩道における歩行者と自転車との動線を分離すること。

(イ) 無謀な自転車運転者への警備員や警察官による指導を徹底すること。

(ウ) 二階の公開空地への自転車の乗入禁止を徹底すること。

(エ) 深夜営業 (一部二十四時間営業) を行うに当たり、屋外での騒音を発生させる行為の取締りを徹底すること。

(オ) 駐車場満車時における周辺道路への入庫待ちの禁止を徹底すること。

(カ) 施設周辺は、強風により歩けない状況になることがあるため、風対策を行うこと。

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

平成二十六年九月二十六日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成二十六年十月二十七日から同年十一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

別表

都市計画事業の種類及び名称
 事業地の所在
 事業認可の告示
 所管事務

東京都市計画道路
 品川区大崎三丁目、西品川三丁目、戸越一丁目、戸越二丁目及び戸越四丁目地内
 平成二十六年九月十九日
 第二建設事務所

東京都市計画道路
 品川区二葉四丁目、西大井六丁目及び西大井五丁目地内
 平成二十六年九月十九日
 第二建設事務所

東京都市計画道路
 足立区足立一丁目及び足立三丁目地内
 平成二十六年九月十九日
 第六建設事務所

東地方整備局告示
 第三百五十九号

東京都市計画道路
 江戸川区東小岩六丁目、東小岩五丁目及び南小岩八丁目地内
 平成二十六年九月十九日
 第五建設事務所

東地方整備局告示
 第三百五十二号

正 誤

○平成二十六年九月三十日付東京都条例第百十号

附則第一項ただし書中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第 号）」は、平成二十六年十月十日東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の公布により「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号）」となった。

○平成二十六年九月三十日付東京都条例第百十一号

附則第一項ただし書中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第 号）」は、平成二十六年十月十日東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の公布により「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号）」となった。

○平成二十六年九月三十日付東京都規則第百四十二号

附則第一項ただし書中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第 号）」は、平成二十六年十月十日東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の公布により「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号）」となった。

○平成二十六年九月三十日付東京都規則第百四十三号

附則第一項ただし書中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第 号）」は、平成二十六年十月十日東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の公布により「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号）」となった。

○平成二十六年十月二十二日付東京都告示第千四百三十号

ページ一段一行 一 誤 一 正
 一 下 後から 約三、八〇八平 約四、六五七平
 方メートル 方メートル

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。